

令和 7 年度版

危機管理マニュアル必携

坂出第一高等学校

目 次

坂出第一高等学校の危機管理マニュアル	1
--------------------	---

個別マニュアル

1 地震・津波	地震（震度 4 以上）・津波発生時の対応	4
2 気象警報発令時	台風等による警報発令時の対応	6
3 地震発生・津波警報	地震及び津波発生時の対応	7
4 警報発令時の対応	北朝鮮からの弾道ミサイル発射による Jアラート受信時の対応	8
5 熱中症対策		9
6 校内緊急体制緊急連絡体制・医療機関		11
7 不審者への対応マニュアル		12
I 不審者が校内に侵入した場合の対応		14
II 校内へ凶器を持った者が乱入した場合の対応		16
III 不審者が校内に侵入した場合の対応		18
8 不審な手紙・小包を受け取った場合の対応		19
(参考) 関係連絡・照会先 電話番号		20

坂出第一高等学校の危機管理マニュアル

1 坂出第一高等学校における危機管理体制

(1) 目的

このマニュアルは、坂出第一高等学校の生徒・教職員、学校施設に対する危機に備え、対応に必要な基本的な事項を定め、危機に関する情報の入手から事後の対応までについて、迅速かつ適切に対応できる体制を構築することを目的とする。

(2) 危機の種類

このマニュアルによる危機とは、次のものとする。

- ① 生徒や教職員の災害等による被害、重大な事件・事故・犯罪被害
- ② 災害等による学校施設の被害、及び侵入者による被害
- ③ その他の生徒や教職員、学校施設等に大きな影響を及ぼすもの

2 危機対応の基本方針

(1) 危機発生時の基本的対応

- ① 危機レベルにより、校長は対応体制を決定する。
- ② 校長は、あらかじめ、報告の必要な項目（別表１）を定めるとともに、教職員に対して連絡体制を整備・周知する。
- ③ 所管課へ直ちに報告を要する項目は、原則として、次のものとする。なお、各項目は、その内容が発生しようとしている場合を含む。
 - ア．生徒や教職員に関する重大な事件・事故
 - イ．教職員の重大な不祥事
 - ウ．災害等による被害
 - エ．教育上異例の事故
 - オ．その他、マスコミ等による報道が予想される事項
- ④ 危機の発生の場合、できるだけ事案の経過、対応等の記録を取ることにし、必要により、写真等の撮影も行う。

(2) 危機管理の初動

- ① 端緒
危機を覚知し、又は危機に関する情報を入手した職員は、その内容を確認するとともに、直ちに校長及び副校長・教頭・事務部長に報告する。
- ② 初動対応
 - ア．危機を覚知し、又は情報を入手した校長以下教職員は、直ちに初動対応を行う。
 - イ．初動対応は次のとおりとする。
 - a．情報収集
 - b．必要に応じて警察・消防等関係機関への連絡
 - c．所管課（総務部総務学事課）への報告
 - d．マスコミ対応準備

(3) 危機発生への本格対応

校長は、状況を把握するとともに、必要により所管課等関係機関との協議の上、危機への対応方針を決定し、適切な対応体制をとる。

(4) 危機管理対策本部

- ① 校長は、発生し、又は発生するおそれのある危機に対して、必要があると認めるときは危機管理対策本部を設置する。
- ② 危機管理対策本部の組織と業務を次のように定める。

本部長 校長
構成員 副校長、教頭、事務部長、教務部長、生徒指導部長、学年団長、

教育相談部長、特活部長、防火・防災主任
業 務 危機管理についての指揮・総括、情報収集、所管課への報告、
広報・報道対応

附則

この規定は、令和2年 4月 1日より施行する。

令和6年 4月 1日より施行する。

令和7年 4月 1日より施行する。

(別表 1)

報告を要する事項

危機の種類	内 容
生徒の事件・事故	生徒指導上のこと 上記以外の学校教育活動上のこと (授業中、校外活動、研修旅行等) 登下校中のこと その他、生徒にかかる異例のこと
教職員の事件・事故・不祥事	教職員にかかる事件・事故・不祥事 (勤務時間外を含む)
地震、津波、風水害、火災、爆発 などの自然・事故・人為的災害	教職員、学校施設・設備・備品の被害 学校が原因となった周辺地域の被害
侵入者	不審者の侵入
その他	異例のことで、学校としての対応が必要なこと

注) 各項目は、発生しようとしている場合を含む

危機管理対策本部に設置するグループ

グループ名	リーダー	メンバー	業 務
教務	教務部長	教務部	本部用務の補佐 グループ間の連絡調整 外部機関との連絡調整
生徒対応	各学年団長 (生徒指導部長)	各学級担任	生徒の安全確保・情報収集と伝達
保護者対応	各学年団長 特活部長	各学級担任	保護者との連絡・対応
心理ケア	教育相談部長	教育相談係	精神面での対応が必要な事項
警備	生徒指導部長	生徒指導部	校内及び校門周辺の必要な警備
施設対応	事務部長	事務部	施設の状況確認・報告 必要な応急手当
現地	学校外での発生事案で必要な場合		学校との連絡・現地での情報収集

1 地震(震度 4 以上)・津波発生時の対応

1 対応の基本

- (1) 揺れた時点では震度が不明であるので、大きな揺れの場合の初動はこのマニュアルによる。
※震度 4 以上の揺れが予想される場合、緊急地震速報受信装置デジタルもぐらにより、校舎内では、その数秒～数十秒前に緊急地震速報が流れる。
- (2) 原則はこのマニュアルによるが、大きな地震の場合は管理職・職員が参集できず指示が出せない等、マニュアル以外の対応が必要な場合も想定される。その場合は、人的被害の拡大防止を最優先として、各教職員の判断で適切な行動をとることとする。
- (3) 地震対応本部は、校長室とする。津波等で校長室が使用できないときは、職員室とする。
- (4) 地震の際は、学校全体で協力して対処する。

2 地震発生時(震度 4 以上：緊急地震速報が発令されたとき)の対応

(1) 授業中の場合

- ① 発生時又は発令時には、生徒・教職員の安全を確保するよう行動する。
 - ア. 屋内の場合は、机等の下に避難し安全な体勢をとるよう指示する。
 - イ. 実験や実習で火気を使用している場合は、直ちに火を消し、出火防止措置をとる。
 - ウ. 屋外の場合は、倒壊のおそれのある物から離れ、落下・飛来物や地面の陥没のおそれのない安全な場所に避難させる。
- ② 揺れがおさまった後、各教室・職員室等で点呼をとり行方不明者や負傷者の有無の確認をするとともに物品被害の調査をする。引き続き学校全体の状況を把握する。(軽微な地震は除く)
 - ア. 避難や消火が必要な場合等は、「防災計画」により対応する。あわてて外へ飛び出さず指示を待つ。負傷者等、特別に支援が必要な生徒には、授業担当者及び当該クラス生徒が中心となり避難の手助けをする。
 - イ. 避難の際はガス元栓を閉じ、できるだけ電気器具のコードを抜いておく。また、級長に出席簿を携行させる。
※避難場所はグラウンドとする。
 - ウ. できるだけすみやかに非常放送を行い、全校へ指示や情報を伝達する
 - エ. 各教室の状況により、必要な場合は近くの教職員等に応援を求める。
 - オ. 負傷者は、保健室で手当をする。重傷の場合は、直ちに保健室へ連絡し応急手当や病院搬送等の対応をする。
 - カ. 各授業担当者は、それぞれ教室の被害等の調査を行い、地震対応本部に連絡する。
 - キ. 事務の施設担当者は、ラウンジ(食堂)などガス関係施設を点検する。必要に応じ、ガスの供給元栓を閉鎖する。
 - ク. 状況に応じて、「被害状況及び対応状況」を総務部総務学事課へ状況を報告する。
 - ケ. TV等の報道により、地震情報や交通機関等の情報の収集にあたる。
 - コ. 生徒の下校に関する指示等は、校内の状況や道路・交通機関等の状況により、校長が行う。必要な場合は、学級担任が保護者との連絡にあたる。

(2) 休憩時間・放課後・長期休業中等の場合

- ① まず周辺の生徒等に安全な体勢をとるよう指示するなど、上記「授業中の場合」に準じて対応する。
- ② 揺れがおさまった後、各学級担任・部活動顧問は担当クラス・生徒の状況を確認する。被害がある場合は、直ちに応急手当をとるとともに本部へ報告する。
- ③ その他についても、上記「授業中の場合」に準じて対応する。

(3) 登下校中の場合

- ① 避難誘導係が、学校の周辺の通学路を巡回し、HR教室又はグラウンドへの避難を指示する。また、集合した生徒の確認を行い、不在の生徒の所在先を可能な限り把握する。
- ② 登下校中の生徒が地震発生時にとるべき行動については、上記「授業中の場合」に準ず

る部分があるが、具体的な行動については、年度当初に担任により「地震及び津波発生時の対応について」を書面で周知するとともに、避難訓練のときに口頭で周知する。

3 勤務時間外に発生した場合の対応

(1) 部活動等で校内に教職員がいる場合

- ① 校内の教職員等で、まず統括者を決め、そのもとで協力・分担して可能な範囲で、校内の被害状況等を把握し、負傷者や物的被害等に対応する。また、管理職と連絡をとる。
- ② 震度4以上の場合は、副校長・教頭・事務の施設担当者が参集する。副校長到着後はその指示により対応する。
- ③ 副校長は、校内にいる教職員等により被害状況を確認し、被害に対応する。また、状況に対して対応する人員が不足している場合は、応援のため教職員に参集を求める。
- ④ 震度4以上や特に必要がある場合は、「被害状況及び対応状況」を総務部総務学事課に報告する。

(2) 夜間など校内に教職員がいない場合

- ① 震度4及び震度5弱以上の地震やその他特に必要がある場合は、副校長等の指定された教職員（危機管理対策本部の構成員）は参集する。また、震度6弱以上の場合は、家庭や通勤路の状況が許せる教職員は原則全職員が参集する。
- ② 参集した教職員は被害状況の調査把握をして、「被害状況及び対応状況」を総務部総務学事課に報告する。
- ③ 副校長（教頭）は、状況に対して対応する人員が不足している場合は、応援のため教職員に参集を求める。
- ④ 管理職が参集できない場合に備えて、学校の近く（坂出市・宇多津町・国分寺町等）に居住する教職員は可能であれば参集する。

4 生徒の状況把握について

休日等に生徒の居住地で強い地震があった場合、学級担任は可能な範囲で生徒の状況を確認し対応する。

5 津波発生時

- (1) 地震発生時の活動後、余震に注意しながら、職員による校内の施設の整備点検を行い、テレビやラジオ、インターネット等により津波に関する情報を収集する。
- (2) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令され、浸水等の危険性があり、グラウンドでの安全が確保されない場合、次に指定した避難場所への誘導を行う。
 - ① 校舎の安全性が確保された場合、3階以上の各HR教室とする。
 - ② 校舎の安全性が確保されない場合、角山とする。
- (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になるまで避難所での待機を継続する。
- (4) 大津波警報、津波警報、津波注意報が解除後、帰宅ルートの安全を確認した後、迎えに来た保護者に生徒を引き渡す。
- (5) 保護者と連絡が取れない生徒は、学校で待機させる。

2 台風等による警報発令時の対応

1 学校所在地（坂出市）に警報が発令された場合

種 類	対 応		留 意 事 項
・大雨	午前6時の時点で発令中	○自宅待機とする ※居住地域・通学経路に「警報」が発令されていれば、自宅待機とする。	○TVやラジオ等で警報発令の確認をする ○校長の指示を受け決定 ○総務学事課への報告
・洪水 ・暴風	午前11時の時点で発令中	○臨時休業とする ※午前授業日は午前9時の時点で発令中	
・高潮 ・暴風雪 ・大雪	登校後の発令	○安全面に注意して下校させる ※全校生徒に気象や交通機関の状況を周知し、下校時の安全確保についての注意を行う。（下校手段の確保と安全確認） ※下校手段の確保や安全確認ができない場合は、保護者と連絡をとる	○TVやラジオ等で警報発令を確認する ○交通機関の状況を確認する ○校長の指示を受け決定 ○総務学事課への報告 ○学級担任・部活動顧問により下校手段等の確認と下校の注意を行う

注) ① 学校所在地と居住地域・通学経路で、午前11時（午前授業日は午前9時）までに警報が解除されたときは、通学に危険がないことを十分確認した上で速やかに登校する。

② 地域や交通機関等の状況により、やむを得ない場合は、学校へ連絡し自宅待機を継続する。

2 その他

- (1) 濃霧等による停船勧告など船舶が運航しない場合は、船舶による通学生徒は学校へ連絡をした上で待機する。登校は運航再開の時点で判断する。
- (2) 休業日の模試・部活動等もこの基準により判断する。
- (3) 生徒の居住地と坂出地域（学校所在地）の発令内容が異なる場合は、居住地の発令内容により上記の表に準じる。（臨時休業でない場合に居住地の警報のため登校できなかったときは「非常変災」での出校停止等の扱いとする）

3 留意事項

教職員は状況に応じ、安全面に気をつけて出勤する。出勤できない場合は必ず学校へ連絡する。

3 地震及び津波発生時の対応

1 授業日における自宅での対応

種 類	対 応	留 意 事 項
非常に強い地震 (震度 6 弱以上) 又は、 大津波警報 (巨大)	○自宅待機とする。 ※学校は臨時休業になる可能性が高い。	○TV やラジオ等で大津波警報等発令の確認をする。 ○通学路の安全を確認する。 ○交通機関の状況を確認する。
強い地震 (震度 5 弱・5 強) 又は、 津波警報 (高い)	○場所によって危険なところは無理せず自宅待機。この場合、学校に連絡する。 ○午前11時までに、公共交通機関が動いたり、通学路の安全が確認されたときは登校する。	
やや強い地震 (震度 4 以下) 又は、 津波注意報	○安全面に注意して登校する。 ○地域の状況や交通機関等の状況により、やむを得ない場合は学校へ連絡した上で自宅待機する。	

注) ① 地震により道路・交通機関等が被害を受けた場合は、状況により臨時休業等の措置をとることがある。

②午前11時の時点で、公共交通機関が動いていなかったり、通学路の安全が確認されないときは、臨時休業とする。

2 登下校中での対応

通学手段	対 応	留 意 事 項
自転車・徒歩通学者	○各自で安全な場所に避難する。 ・ブロック塀・自動販売機等転倒の可能性のあるものや、窓ガラスの破片外壁が落下する可能性のある場所から離れる。 ・カバン、バッグなどで頭部を保護し、安全な場所で身を伏せる。 ・崖下・川岸・橋の上・ガス漏れ箇所からすみやかに遠ざかる。 ・沿岸部やため池近くでは、高台や頑丈な建物の3階以上に避難する。 ○登校中の場合は、安全等の状況を十分確認して、可能な場合は登校する。	○常日頃より通学路について、危険な箇所と避難場所の確認をしておく。
公共交通機関通学者	○乗務員・駅員の指示に従う。保護者に連絡をする。	

3 学校にいるときの対応

○強い地震が発生した場合は、机等の下に避難し安全な体勢をとる。屋外の場合は、倒壊のおそれのあるものから離れ、落下物から頭部を守る。揺れがおさまった後に、周囲のものに注意しながら避難場所（グラウンド）に避難する。
○大津波警報、津波警報が発令されていて、校舎の安全性が確保された場合は、3階以上の教室に避難する。
○震度5弱以上の地震が発生し、電話やメールで保護者との連絡ができない状況となった場合、生徒は学校で待機する。保護者には道路等の安全確認の後に迎えに来てもらう。保護者が迎えにきてても、大津波警報・津波警報が発令されている場合は、通学路によってはそれが解除され、安全が確認されるまでは、保護者とともに学校で待機する。

4 北朝鮮からの弾道ミサイル発射によるJアラート受信時の対応

1 弾道ミサイルが発射される時

- 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾する。
- ミサイルが落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等により緊急情報が発信される。
- 「自分の命は自分で守る」ことを最優先させる（自助）。
場合によっては、自分自身の安全を確保した上で、他の人と協力して人を助けたり、避難したりすることがある（共助）。

2 登校前にJアラートが発信された場合

- 登校せずに自宅で待機する。
- 解除された場合（報道等で安全を必ず確認すること）は登校する。
- ※午前11時（午前授業の場合、午前9時）の時点で発令中の場合は臨時休業とする。

3 登校中での対応（生徒）

【屋外にいる場合】

- 安全な場所へ直ちに避難する。
近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- 公共交通機関（バス、電車等）に乗車中は、運転手、駅員の指示に従う。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

＜安全が確保できたら＞

- 学校か自宅に近い方に避難する。（周囲の状況をよく見極めた上で）
- 無理して登校する必要はない。**自宅待機となる。**
公共交通機関が動いていたり、通学路の安全が確認できていたりするときは登校する。不確かな情報に惑わされないように落ち着いて行動する。

3 学校での対応（生徒）

- 授業担当者等の指示に従う。
- 帰宅について（原則）
 - ・「公共交通機関が動いていない」「通学路の安全が確認できていない」などの場合は、学校に待機。
 - ・校長の指示を受け決定する。

5 熱中症対策

1 目的

本項は、熱中症の発生を未然に防止し、教職員および生徒の健康と安全を確保することを目的とする。特に気温・湿度の上昇が著しい夏期においては、教育活動中・勤務中を問わず適切な管理と対応を図る。

2 適用範囲

本項は、校内における教職員および生徒全員に適用する。部活動、体育の授業、行事、通学、屋外作業など、あらゆる活動を含む。

3 体制の整備

校長を本対策の総括責任者とし、副校長（教頭）は実施責任者として日常の管理を行う。

各部署（事務室、保健室、教務部、生徒指導部、部活動指導者等）は、熱中症対策の役割を明確にし、連携して対応する。

4 環境管理

（1）WBGT 値測定

校内の気温・湿度・WBGT（暑さ指数）を確認するため、屋外・体育館に WBGT 計を設置し、定期的に測定する。

WBGT（暑さ指数）が 28℃ 以上の場合は原則として活動を制限し、31℃ 以上では活動を中止する。これは環境省および日本スポーツ協会の指針に基づき、児童生徒の健康と安全を守るための措置である。

（2）空調管理

教室・職員室等にはエアコンの使用を徹底し、室温 28℃ を超えないよう管理する。

（3）換気

エアコン使用時も定期的な換気を行う（30分に1回、数分間程度）。

5 個人の健康管理

（1）教職員・生徒への周知

毎年6月を「熱中症予防月間」とし、朝の会・HR・職員会議などで注意喚起を実施する。

（2）水分・塩分補給

全員にこまめな水分・塩分補給を指導し、水筒の持参を促す。

（3）健康観察

養護教諭が中心となり、健康観察表・体調チェックリスト等により体調異常の早期発見に努める。

6 活動時の対応

（1）屋外活動（体育・部活動・行事等）

WBGT 値に応じて活動の制限・中止を判断する。特に気温 30℃ 以上では活動時間の短縮・休憩時間の増加を徹底する。

（2）活動制限の基準（例）

WBGT 値	対 応 方 針
～ 27℃	通常通り実施（適宜休憩）
28～30℃	激しい運動は制限、休憩・水分補給を徹底
31℃～	屋外活動は禁止、室内でも十分な配慮

7 緊急時の対応

(1) 発症時の初期対応

症状（頭痛、吐き気、倦怠感など）を訴えた場合は、直ちに涼しい場所に移動させ、衣服を緩め、水分・塩分を補給させる。また、氷嚢や冷たいタオル等を用いて、首・脇の下・足の付け根などを中心に体を冷やすことで、体温の上昇を抑えるようにする。

(2) 医療機関との連携

重症が疑われる場合は、救急車を要請し、保護者にも速やかに連絡する。

(3) 報告・記録

発生時は、職員間で速やかに共有し、事故報告書を作成・保管する。

8 その他

(1) 通学中の対応

登下校時の熱中症にも注意を促し、特に長距離通学者には水筒持参、日傘・帽子の使用を認める。

(2) 行事運営の見直し

運動会・校外学習等は時期・時間帯・運営方法を検討し、熱中症リスクの低減を図る。

9 教育・研修

教職員対象に年1回、熱中症に関する研修を実施する。生徒に対しても、HRや保健指導において熱中症の知識と予防策を指導する。

(参考)

環境省は、WBGT 値に応じた運動制限の目安として、次のように定めている。

WBGT 値	危険度	運 動 指 針
31℃以上	危険	原則運動は禁止（特に子どもは中止）
28～31℃未満	厳重警戒	激しい運動は中止。中等度以下の運動も慎重に判断
25～28℃未満	警戒	十分な休息・水分補給をとりながら運動
21～25℃未満	注意	積極的に水分補給。体調不良時は無理しない
21℃未満	ほぼ安全	通常の運動が可能

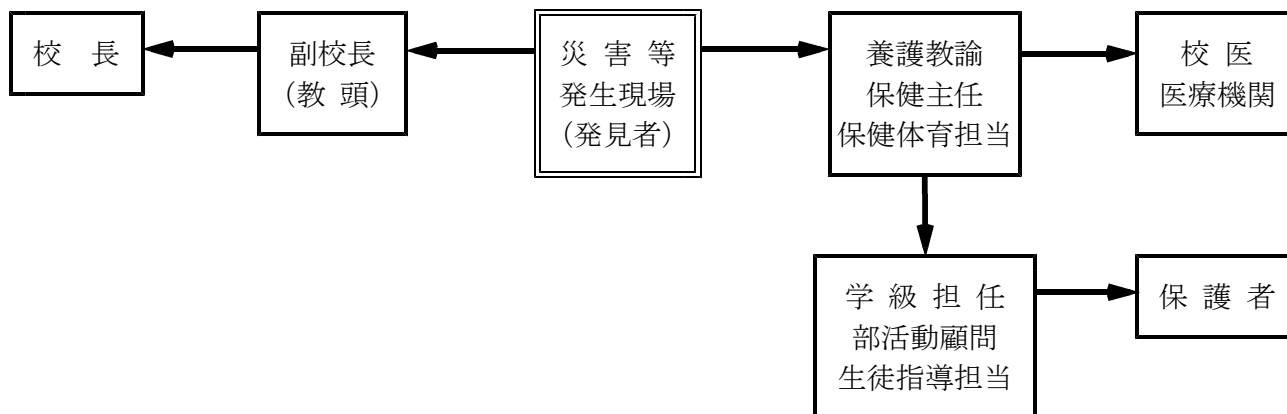
出典：環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

6 校内緊急体制緊急連絡体制・医療機関

1 緊急連絡体制

生徒の負傷・急病時の連絡は、次のとおりとする



2 傷病生徒移送措置

連絡先電話番号

○救急車 …… 119

○タクシー（琴参タクシー） …… 46-3390

3 注意事項

- (1) 事故等の発生に際しては、負傷者への手当と被害拡大防止を第一とする。
- (2) 保護者への連絡は不安を抱かせないように、簡潔明瞭に（いつ、どこで、だれが、どうした、現在の対応状況）説明する。
- (3) 救急車等を手配する場合は、「坂出第一高校西門」など位置を確定し、事故内容（骨折、頭部打撲、出血）、性別、年齢を伝える。
- (4) 救急車等で移送する場合は教職員が同乗し、移送先から適時学校に連絡を入れる。
- (5) 重大な事案の場合は、副校長に窓口を一本化して対応する。
- (6) 特に緊急を要すると判断した場合は、上記連絡体制によらず臨機に適切な対応を行う。その場合も、措置後、すみやかに関係者への連絡を行う。

4 医療機関

病 院 名	電 話 番 号	病 院 名	電 話 番 号
総合病院回生病院	46-1011	坂出聖マルチン病院	46-5195
坂出市立病院	46-5131		

5 休日当番医の確認

日曜日、祝日には、部活動の顧問は当番医を確認しておく。

（新聞・坂出医師会ホームページ参照）

7 不審者への対応マニュアル

1 校内の不審者について【具体的な対応についてはⅠ～Ⅲも参照のこと】

原則としてこのマニュアルにより対応するが、緊急を要すると判断した場合は、現場の教職員はこの手順によらず、生徒等の安全を第一に臨機に適切な対応・通報・避難を行う。あわせてすみやかに、関係者への連絡を行う。

- (1) 生徒や教職員が不審者を発見した場合、すみやかに、もよりの教職員や生徒指導部員・教頭に連絡する。
- (2) 不審者に対しては、複数の教職員で対応する。
- (3) 不審者には冷静に対応し、相手の用件等を聞く。
- (4) 警察への通報が必要な場合は、原則として校長の指示により、**110**番又は、坂出警察署生活安全課**0877-46-0110**へ連絡する。

※緊急でない場合は生徒指導部長が連絡する。

- (5) 教室に不審者が入ってきた場合

- ① 直ちに教室外へ出てもらう。できるだけ一人で対応せず他の教職員の応援を求める。
- ② 不審者が暴れた場合は、生徒及び教職員の安全を最優先とし、生徒の避難や他の教職員の応援を求める等の必要な措置をとる。(火災非常ベルの使用も可)
- ③ 平穏に教室外に出た場合は、廊下又は近くの職員室で氏名・用件等を聞き、すみやかに校外へ出てもらう。
- ④ 隣の教室等で異常がある場合は、各自担当のクラスの安全に配慮した上で、状況を確認し必要な応援に当たる。
- ⑤ 緊急事態の連絡を受けた教職員は、副校長・教頭・生徒指導部長等に連絡し、校内放送を使用して指示連絡するなど全校的に対応する。

- (6) 校内での不審な車はナンバー、色、車種等できるだけ多くの情報をメモし生徒指導部長へ連絡する。

2 学校周辺での不審者について

- (1) 周辺での不審者情報が通報された場合は、情報の信憑性を確認し、状況判断を行う。必要の場合は教職員を校門周辺等に配置するとともに、全教職員へ情報を伝える。また、状況により、警察等による周辺のパトロール強化を依頼する。
- (2) 下校時刻が近い場合は、生徒へ情報を周知し、注意して複数で下校するよう指導する。また、必要に応じて教職員による学校周辺の巡回を行う。

3 その他校外（登下校中等）の不審者について

不審者やストーカー的行為等の被害の申し出があった場合は、学級担任・生徒指導部員等により状況を確認後、保護者や関係機関と連携し生徒の安全確保のため必要な措置をとる。(警察への通報・パトロール強化の依頼、通学方法の変更、情報の周知と警戒の呼びかけ等)

4 部外者の校内立入について

- (1) 校内に用件のある来訪者は、事務室で受付簿に必要事項を記入した後、入校証をつけて校内に入ってもらふ。用件終了後は、事務室で入校証を返却する。
- (2) 校内に入校証のない部外者がいた場合には、事務室で手続きをするようお願いする。
- (3) PTA総会や学級懇談会、大人数の会合関係者の場合は、この規定によらない。

5 校外からの電話への対応について

- (1) 外部からの問い合わせに対して、生徒や教職員の個人情報（住所・電話番号等）は教えない。
- (2) 職員室の電話は生徒に使用させない。ただし、病気等緊急の用件で保護者に連絡するなど必要な場合は使用を認める。

- (3) 外部からの生徒への電話は、直接取りつがない。
 - ① 保護者からの電話は、メモ等で用件を伝え、生徒から連絡させる。
 - ② 保護者以外の場合は、相手や用件を十分に把握し、やむを得ない事情で必要な場合のみ用件を伝える。内容等により、保護者へも外部から生徒に連絡があったことを連絡しておく。
- (4) 警察及び報道関係からの電話は副校長へ取りつぐ。
- (5) 緊急時の窓口は副校長に一本化する。

I 不審者が校内に侵入した場合の対応

1 不審者情報の把握

(1) 生徒等からの情報

連絡を受けた教職員が、生徒等から「いつ」、「どこで」、「どのような人」、「どのような状況」かを確認し、副校長・教頭・教務部長及び生徒指導部長に連絡する。

(2) 教職員が発見

「いつ」、「どこで」、「どのような人」、「どのような状況」かを副校長・教頭・教務部長及び生徒指導部長に連絡報告する。

(3) 職員室以外での発見・連絡を受けた場合は、職員室へ連絡をする（自ら・他の教職員・生徒による）とともに現場へ向かう。

(4) 生徒等の安全を確保するよう行動する。

2 不審者の確認

(1) 生徒等からの情報の場合は、管理職等が複数で現場に行き、不審者との距離を保ち、動きに十分注意して、「どちら様ですか」、「何かご用ですか」等丁寧に用件等を聞く。

(2) 管理職が不在の場合は、代替者（教務部長・生徒指導部長等）が中心となって対処できるよう、あらかじめ役割分担を決めておく。

3 不審者への対応

(1) 対応の本部は職員室とする。

① 複数の教職員で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。また、対応は相手を刺激せず、落ち着いて話しかける。

② 直ちに校外に退去するよう促す。応じないときは、生徒を遠ざける等の対応をしながら警察が来るまでの時間を確保する。（※警察の到着までの所要時間を把握しておく。）

③ 凶器等の危険物を所持している場合は、直ちに本部へ110番通報と校内放送（緊急避難や教室待機）の指示をする。

※Ⅱの「凶器を持った者が乱入した場合」の内容もあわせて対応

※さすまた、机、いす、ほうき等を使い距離をおいて対応し時間を確保する。

④ 凶器等を所持していない場合でも、危険性がある場合は、本部へ110番通報と校内放送（緊急避難や教室待機）の指示をする。

⑤ 校内放送は不審者への影響や、生徒への影響を考え、あらかじめ教職員間で共通の認識を持つ放送文により行う。

(放送文)

「〇〇中、失礼します。記念ホールで会議を始めます。」

(2) 不審者の侵入を知らせる放送

本部では現場対応係からの指示により必要な放送を行う。「不審者情報の把握」の段階で緊急又は危険と判断された場合は現場対応係からの指示の前でも必要な放送を行う。

(3) 休憩時間中の場合は、放送で生徒等をHR教室又は近くの安全な教室等に誘導する。

① 学級担任はHR教室に行き、侵入防止のための措置をとり、生徒の点呼を行う。

② トイレ、保健室等に行っている者がいないかも確認する。

③ 所在が不明な者については、本部に連絡する。

④ 学級担任は不審者の場所を考慮して安全な避難ルートを想定し生徒等に説明するとともに、放送等での指示を待つ。

(4) 授業中の場合

① 授業担当者は、侵入防止のための措置をとり、点呼を行う。

② 所在が不明な者については、本部に連絡する。

③ 授業中の教員は不審者の場所を考慮し安全な避難ルートを想定し生徒等に説明するとと

もに、放送等での指示を待つ。

4 事後の対応

- ① 授業継続か打ち切りかは、状況に応じて校長が判断する。
- ② 総務部総務学事課へ報告し、指示を受ける。
- ③ 被害を受けた生徒等については、家庭訪問を行い、生徒等及び保護者の心のケアに努める。
- ④ その他の生徒等についても、心のケア、安全教育等事後指導を行う。
- ⑤ 事件の経過を整理記録するとともに、事件後の学校の行動方針を決定する。
- ⑥ 報道への窓口を副校長に一本化し、副校長による公式の発表以外は行わない。
- ⑦ 必要により、PTA等の会合を開き説明を行う。
- ⑧ 必要により、警察等への巡回の要請、カウンセラーの配置等を検討する。

5 役割分担の概要

役 割	メ ン バ ー
初動での現場臨場	副校長、教頭、生徒指導部長又は教務部長及び生徒指導部の教員、教務部の教員 現場付近の教職員
現場への応援	体育科教員
放送・警察等への 通報のため待機	教務部の教員 事務部の職員
生徒の掌握・誘導	授業担当者又は学級担任、部活動顧問

Ⅱ 校内へ凶器を持った者が乱入した場合の対応

一般の不審者としてではなく、当初から緊急事態としての対応が必要な場合

1 発見、避難の指示、防御

- (1) 第一に生徒の安全確保をはかる。
※該当クラス生徒の避難と他のクラスへの侵入阻止を最優先とする。
- (2) 最初に現場に着いた教職員は、生徒を避難させるため、教職員自身の安全も図りながら、机やイス等により可能な限りの防御を行い、応援が来るまでの時間を確保する。
- (3) 火災非常ベル等により、緊急事態発生を知らせ注意を喚起する。
- (4) 教職員や生徒等を介して、もよりの職員室に概要を通報する。
- (5) 大声を出したり、生徒等に指示したりして他の教職員の応援を求める。

2 通報、応援、校内放送について

- (1) 110番通報をする（通報要領の準備）
- (2) 現場への急行（受傷防止に最大限の注意をする）
 - ① 防御用の道具や携帯電話等を携行し、管理職等が複数で現場に急行する。養護教諭も同行する。
 - ② さすまた、机、イス等を使い可能な限りの防御（無理に取り押さえようとはしない）を行い、警察が到着するまでの時間を確保する。（さすまたは職員室と事務室に設置）
※警察の到着までの所要時間を把握しておく。
 - ③ 管理職が不在の場合は、代替者（教務部長・生徒指導部長等）が中心となって対処できるよう、あらかじめ役割分担を決めておく。
 - ④ 他の教職員は他のクラスの安全確保と、避難の場合に備え安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。
※休憩時間中・授業中の教職員の動きは（2）と同様とする
- (3) 校内放送（避難誘導・待機指示）について
 - ① 校内電話や携帯電話等により現場から校内放送の担当に現場の状況を伝える。
 - ② 校内放送担当は、現場からの情報や指示をもとに、生徒等に状況と必要な指示を放送する。

(放送文)	「××は〇〇をさけ※※へ避難しなさい。」「××は教室で待機しなさい。」
-------	-------------------------------------

××は、「全校生」「3階の生徒」「4号館の生徒」など
〇〇は、事件発生現場
※※は、避難先で「グラウンド」「体育館」など

- (4) 避難について
 - ① 避難場所では、点呼し指揮係に報告する。周辺を教職員が巡回し、安全の確保に努める。
 - ② 役割分担及び対応方法等を定めておく。

3 負傷者への対応

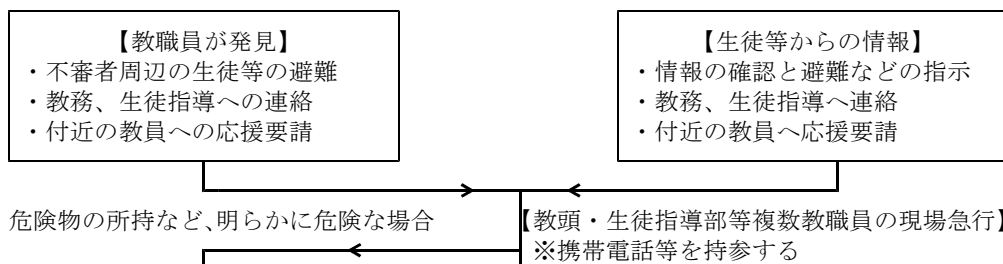
- (1) 負傷者がいる場合は、110番にあわせて119番通報を行うとともに、応急手当を施す。
- (2) 負傷者を救急車で搬送する場合は、必ず教職員が同乗する。
- (3) 負傷者の氏名等を搬送前に確認する。
- (4) 病院へ付き添った教職員は逐次学校へ報告する。
- (5) 負傷者の保護者に、「病院名」、「けがの状況」等をすみやかに連絡する。

4 事後の対応

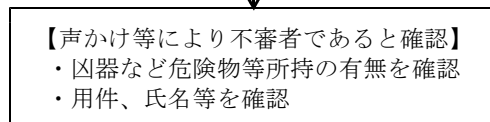
- (1) 授業継続か打ち切りかは、状況に応じて校長が判断する。
- (2) 総務部総務学事課へ報告し、指示を受ける。
- (3) 被害を受けた生徒等については、家庭訪問を行い、生徒等及び保護者の心のケアに努める。
- (4) その他の生徒等についても、心のケア、安全教育等事後指導を行う。
- (5) 事件の経過を整理記録するとともに、事件後の学校の行動方針を決定する。
- (6) 報道への窓口を副校長に一本化し、副校長による公式の発表以外は行わない。
- (7) 必要により、P T A等の会合を開き説明を行う。
- (8) 必要により、警察等への巡回の要請、カウンセラーの配置等を検討する。

Ⅲ 不審者が校内に侵入した場合の対応

1 不審者情報の把握



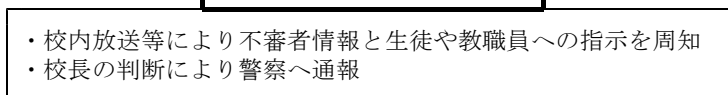
2 不審者の確認



現場よりの報告

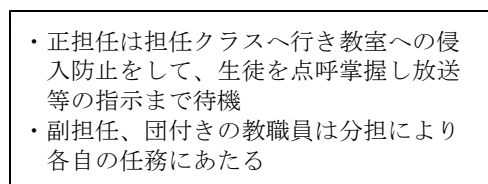
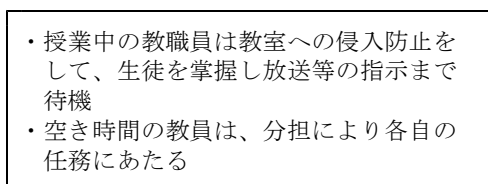
3 不審者への対応

緊急事態として対応



【授業中の場合】

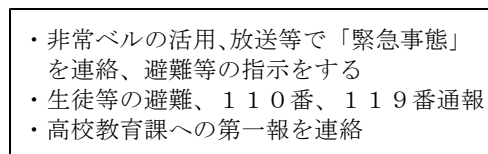
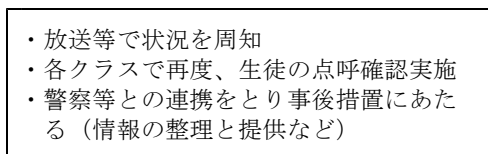
【休憩中の場合】



4 不審者の動き

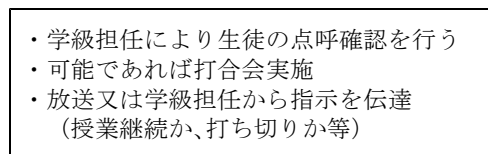
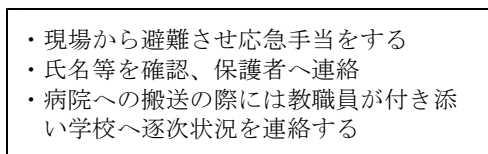
【校外へ退去・逃走、逮捕の場合】

【状況悪化の場合】

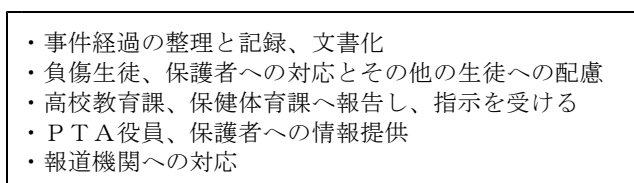


【負傷者への対応】

【他の生徒等への対応】



5 事後の対応



8 不審な手紙・小包を受け取った場合の対応

1 基本的な考え方

不審な手紙・小包を受け取った場合、慌てず冷静に対応し、自分と周囲の安全を最優先に行動することが重要である。万が一、化学物質、粉末、爆発物、その他の危険物が含まれている可能性もあるため、未開封の状態で安全を確保し、専門機関に通報する。

2 発見時の対応手順

以下の手順に従い、状況に応じて行動する。

(1) 開封しない

- ① 不審に思った時点で開封せず、触れるのも必要最小限とする。
- ② ビニール袋や密閉容器などに慎重に封入し、飛散を防ぐ。

(2) 粉末等の飛散がある場合

- ① 粉が見える場合は、すぐに何かで覆い（紙、衣服、ゴミ箱のふた等）、空気中への拡散を防ぐ。
- ② 自分の衣服や手荷物に粉が付着していないか確認。

(3) 空調・ドアの操作

粉末が確認された場合、空調（エアコン・換気）を停止し、部屋のドア・窓を閉めて封鎖する。

(4) 手洗いと保護

- ① 粉が肌についた可能性がある場合は、石けんと流水で十分に手洗いを行い、口や鼻への接触を避ける。
- ② マスクや手袋の着用を推奨。

(5) 関係者の行動制限（禁足）

- ① 手紙・小包に触れた者やその場にいた者は移動を控え、別室に集めるなどして待機する。
- ② その場からの拡散を防ぐことが目的。

(6) 通報と報告

- ① 直ちに警察（坂出警察署）に通報するとともに、校長または副校長（教頭）に報告する。
- ② 警察到着までの間、不審物には一切触れないこと。
- ③ 事務担当者が、封筒の経路（誰が、どこで、いつ受け取ったか）を整理しておく。

(7) 避難も検討

- ① 危険を感じた場合（異臭、煙、時計音、電線の露出など）、即時避難を行う。
- ② 安全な場所への避難指示は、校長または副校長（教頭）が行う。

3 不審な手紙・小包の特徴（例）

(1) 一般的に疑わしい特徴

- ① 白い粉や異物が外部に付着または漏れ出ている
- ② 強い異臭や油じみがある
- ③ 差出人が不明、または「親展」「Confidential」「個人宛」など受取人限定の表記
- ④ 差出人の住所と消印が一致しない
- ⑤ 明らかに見覚えのない個人や団体からの郵送物

(2) 爆発物の疑いがある特徴

- ① 不自然に重い、厚い、重心が偏っている
- ② 必要以上の郵便切手が貼付されている
- ③ 内容物に対して異音（時計音など）がする
- ④ 外装に「危険物」「爆発物」などと記載されている
- ⑤ 包装の破損から内部の配線、部品などが見えている

(参考) 関係連絡・照会先電話番号

○警察	1 1 0 番
坂出警察署	(0 8 7 7) 4 6 - 0 1 1 0
坂出駅前交番	(0 8 7 7) 4 6 - 3 8 4 4
○消防・救急	1 1 9 番
坂出消防署	(0 8 7 7) 4 6 - 0 1 1 9
○総務部総務学事課	(0 8 7) 8 3 2 - 3 0 5 8
○坂出市少年育成センター	(0 8 7 7) 4 6 - 2 7 7 7
○ALSOK (総合警備保障)	0 1 2 0 - 4 9 2 - 2 4 9
○四国電力坂出営業所	(0 8 7 7) 2 2 - 5 1 1 6 0 1 2 0 - 4 1 0 - 7 4 0
○四国ガス坂出支店	(0 8 7 7) 2 2 - 2 3 0 1
○高松地方気象台	(0 8 7) 8 2 6 - 6 1 2 4